

長野県流域下水道施設におけるウォーターPPPの導入に向けた マーケットサウンディング(第2回) 説明書

今回の調査は、要求水準書(案)等の作成にあたり、令和7年8月に実施したマーケットサウンディング(アンケート調査)にて質問・意見の多かった事項についてより具体的な検討を行うため、県の考え方を整理した上で(案)を示し、再度第1回のアンケート調査の回答企業へ意見を募るものです。

なお、以下は現時点での(案)であり、今後の検討により内容が変更になる可能性があります。

今後は、今回のアンケート回答結果を基に、令和8年3月頃を目途に要求水準書(案)等を提示していく予定です。

1. 電力調達について

電気事業者との契約も委託内容に含めることを検討しています。電力調達業務について、ウォーターPPP事業の対象とする場合に価格変動の対応に対する懸念点が挙げられていました。価格変動については、以下の想定をしています。

【電力価格の変動対応(案)】

(1) 電気料金の変更

- ① 電気料金単価(基本料金・従量料金単価)に変動幅±1.5%を超える変動があった場合に、電気料金を変更することができる。
- ② 見直しは、翌事業年度の業務委託費を設定する時期に行う。(年1回)
- ③ 電気料金の見直し時点から、実際の業務委託費として支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、委託者と受託者は協議により電気料金単価の見直しをすることができるものとする。

(2) 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の変更

- ① (案1)精算を行わないことを前提とする。((1)電気料金の変更と同様の対応)
- ② (案2)基準単価との差分について変更を請求することができる。

(例)委託者及び受託者は、当該年度の燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の算出金額(I)と基準調整単価を元にした当該年度の燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算出金額(J)を比較した時の差分を、当該年度の電気料金の変動に係る業務委託料の額として変更を請求することができる。なお、電気料金の変動に係る業務委託料の増減額は、当該年度3月分の業務委託料において調整するものとする。

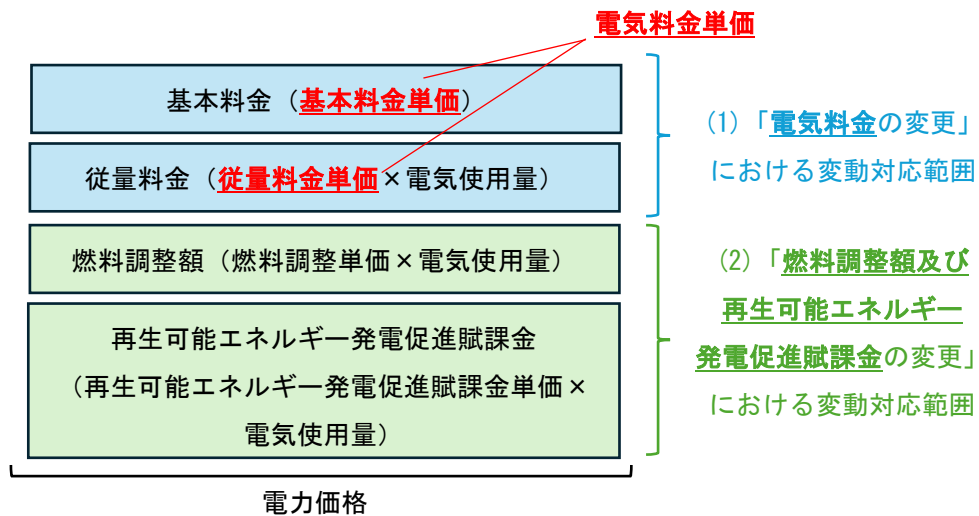
$$I = (F_4 \times H_4) + (F_5 \times H_5) + \dots + (F_2 \times H_2) + (F_3 \times H_3)$$

$$J = G \times (H_4 + H_5 + \dots + H_2 + H_3)$$

Ft : 当該年度 t 月の燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

Ht : 当該年度 t 月の電気使用量(想定使用量・実使用量など)

G : 基準調整単価(委託者の積算時点の燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価など)



電力価格と変動対応範囲のイメージ

2. 修繕について

修繕業務については、1件あたりの上限額は設けず、単年度ごとに上限額を設けることを想定しています。上限額については、過年度の実績に基づく金額をベースとして考える予定です。

【清算方法(案)】

・年度末の竣工検査後、単年度ごとの上限額を、事業年度ごとの出来高清算として支払う。(年1回)

【修繕の流れ(案)】

① 定期修繕

- 受託者は、3～5カ年程度の修繕計画書を作成(委託期間中に数回)し、委託者の承諾を得る。
- 受託者は、年間修繕計画書を作成(毎年度)し、委託者の承諾を得る。
- 受託者は、上記計画に基づき修繕を実施する。なお、上記計画に変更の必要が生じた場

合には、委託者と協議の上、変更する。

② 突発修繕

- 受託者は、突発修繕の必要が生じた時点で、事前に修繕の内容・費用を委託者に提出し承諾を得る。
- 緊急やむを得ない場合は、突発修繕実施前に委託者に報告の上、実施後に内容・費用を提出し、協議のうえ修繕費を決定する。

3. 管路の維持管理について

管路の維持管理については、仕様発注から開始し委託期間中に性能発注へ移行することとして以下を検討しています。

なお、管路の修繕については、業務期間を通じて受託者と協議の上対応いただくことを検討しています。

【管路の業務規定(案)】

(1) 前期(開始後5カ年程度)

仕様規定により、法令等に基づく巡視点検、清掃、調査を実施する。

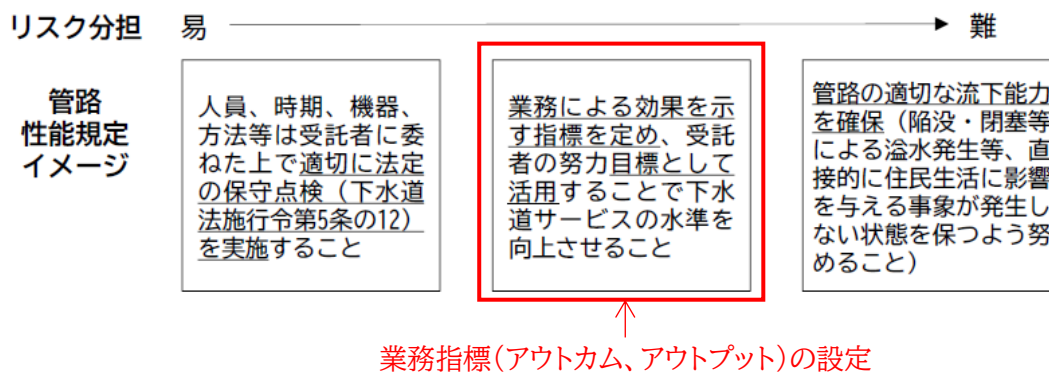
(2) 後期

前期の調査結果に基づき、甲乙協議のうえ、管路の性能規定として、業務指標(アウトカム、アウトプット)の設定を行い、委託対象とした全ての管路施設について性能規定を導入する。

<性能規定の例>

下水道管路施設に対する適正な維持管理・更新の一体マネジメントにより流下機能を維持し、道路陥没、管渠等閉塞の未然防止を図り、下水道サービスの維持・向上に努める。

図 管路の性能規定のイメージ

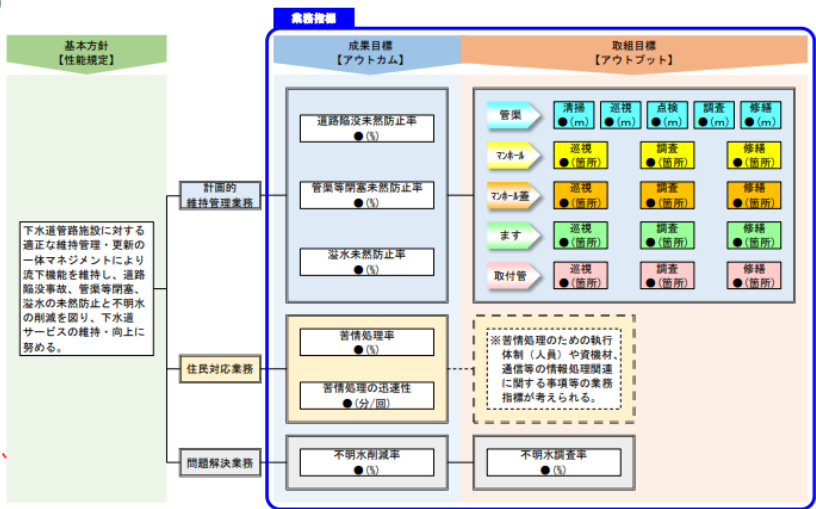


「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版 令和7年4月」

業務指標について【⑤「性能規定」「アウトカム」「アウトプット」の設定者】

- スライド「業務指標について【③「性能規定」「業務指標」「アウトカム」「アウトプット」の関係性】における「a」「性能規定」が下水道管路管理業務の基本方針的な位置づけとするパターン」(右図)の関係性をベースに考えた場合、「性能規定」は発注者が設定することが望ましいと考えられる。

- また、「アウトカム」「アウトプット」も発注者、受託者、双方の対話と、回答が様々であったが、受託者(民間側)の立場を考慮すると、「アウトカム」「アウトプット」はあらかじめ発注者が設定し、受託者が決定後、発注者と受託者の対話により設定することが望ましいと考えられる。



- 以上を踏まえ、「性能規定」「アウトカム」「アウトプット」の関係性を右上図を考えた場合の理想的と思われる「性能規定」「アウトカム」「アウトプット」の設定者の考え方は下表のとおり。

性能規定	アウトカム	アウトプット
発注者が設定	発注者が考案、公表後、民間事業者との対話により設定	発注者が考案、公表後、民間事業者との対話により設定

「下水道管路管理における効果的な業務指標を設定するための考え方(案) 令和7年4月」

国土交通省国土技術政策総合研究所 上下水道研究部下水道研究室 より抜粋

また、アウトカム、アウトプットは以下の事例が示されている。

目標等 区分	業務等 区分	No.	名称	単位	算定式
—※ (アウトカム)	施設状況	01	施設の老朽化率	%	$\frac{\text{耐用年数超過施設数量}}{\text{対象施設数量}} \times 100$
		02	施設の損傷劣化率	%	$\frac{A \cdot a \text{ ランクの損傷劣化のある施設数}}{\text{対象施設数量}} \times 100$
		03	不明水率	%	$\frac{\text{総汚水処理水量} - \text{総有収水量}}{\text{総汚水処理水量}} \times 100$
アウトカム	計画的 維持管理 業務	04	道路陥没未然防止率	%	$\frac{\text{道路陥没未然防止対策箇所数}}{\text{道路陥没のおそれがある箇所数}} \times 100$
		05	管渠等閉塞未然防止率	%	$\frac{\text{管渠等閉塞未然防止対策箇所数}}{\text{管渠等閉塞のおそれがある箇所数}} \times 100$
		06	溢水未然防止率	%	$\frac{\text{溢水未然防止対策未然防止箇所数}}{\text{溢水のおそれがある箇所数}} \times 100$
	住民対応 業務	07	道路陥没箇所数	箇所/km	$\frac{\text{道路陥没箇所数}}{\text{対象管路延長}}$
		08	管渠等閉塞発生件数	件/km	$\frac{\text{管渠等閉塞発生件数}}{\text{対象管路延長}}$
		09	溢水発生件数	件/km	$\frac{\text{溢水発生件数}}{\text{対象管路延長}}$
		10	下水道維持管理サービス に対する苦情件数	件/km	$\frac{\text{苦情総件数}}{\text{対象管路延長}}$
		11	第三者への事故発生件数	件/km	$\frac{\text{第三者事故発生件数}}{\text{対象管路延長}}$
		12	苦情処理率	%	$\frac{\text{対象期間内に処理した苦情件数}}{\text{対象期間内の苦情総件数}} \times 100$
		13	苦情処理の迅速性	分/回	$\frac{\text{苦情処理までの所要時間の累計}}{\text{苦情処理回数}}$
		14	緊急措置実施数	件/km	$\frac{\text{緊急措置実施数}}{\text{対象管路延長}}$
		15	緊急措置の迅速性	分/回	$\frac{\text{緊急措置までの所要時間の累計}}{\text{緊急呼び出し回数}}$
	問題解決 業務	16	不明水削減率	%	$\{1 - (\frac{\text{対策後流量}}{\text{対策前流量}})\} \times 100$
	下水道 サービス	17	下水道管理業務に対する 下水道利用者の満足度	—	—
		18	下水道管理業務に係る 情報発信の迅速性	—	—
		19	下水道管理業務に係る 情報収集の容易性	—	—

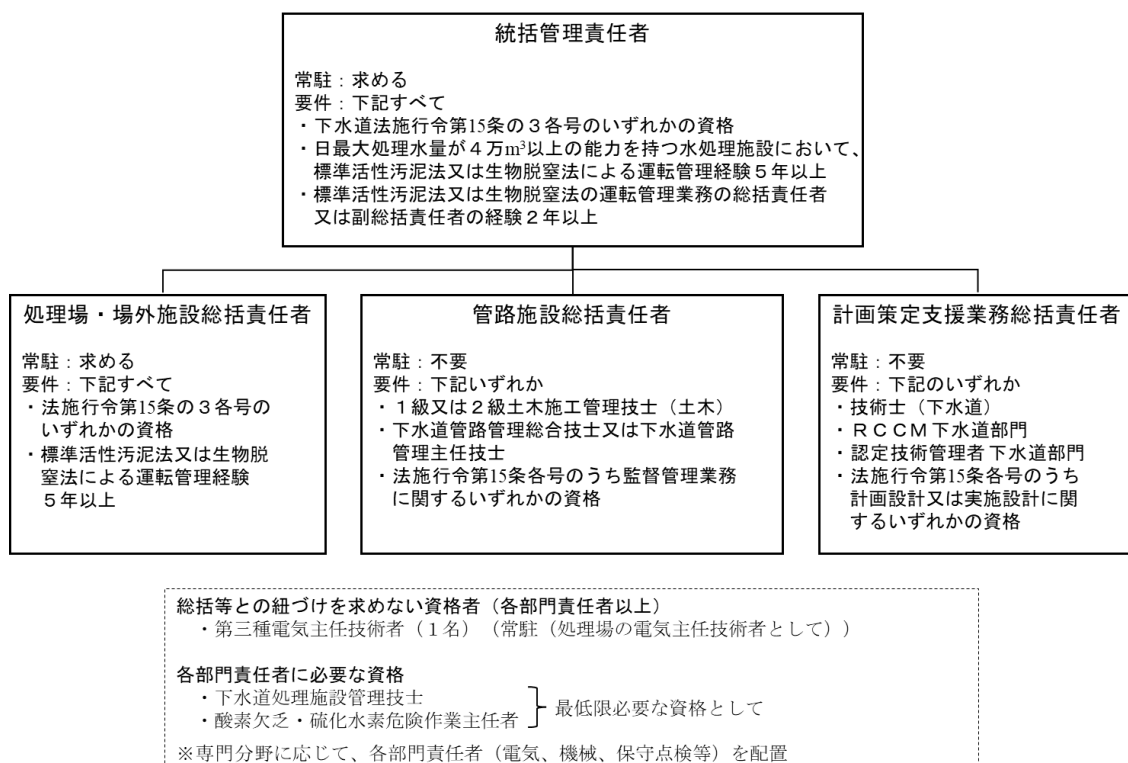
「下水道管路管理における効果的な業務指標を設定するための考え方(案) 令和7年4月」

国土交通省国土技術政策総合研究所 上下水道研究部下水道研究室 より抜粋

目標等 区分	業務等 区分	No.	名称	単位	算定式
アウトプット	計画的 維持管理 業務	20	施設清掃実施率	%	$\frac{\text{清掃実施施設数量}}{\text{対象施設数量}} \times 100$
		21	施設巡視実施率	%	$\frac{\text{巡視実施施設数量}}{\text{対象施設数量}} \times 100$
		22	施設点検実施率	%	$\frac{\text{点検実施施設数量}}{\text{対象施設数量}} \times 100$
		23	施設調査実施率	%	$\frac{\text{調査実施施設数量}}{\text{対象施設数量}} \times 100$
		24	点検から調査への 移行比率	%	$\frac{\text{調査対象施設数}}{\text{点検対象施設数}} \times 100$
		25	損傷劣化施設補修率	%	$\frac{\text{補修（修繕）施設数量}}{\text{対象施設数量}} \times 100$
		26	損傷劣化施設改善率	%	$\frac{\text{改善（改築）施設数量}}{\text{対象施設数量}} \times 100$
		27	改廃規格・陳腐化施設 改善率	%	$\frac{\text{改善（改築）施設数量}}{\text{対象施設数量}} \times 100$
		28	硫化水素濃度測定実施率	%	$\frac{\text{硫化水素濃度測定実施箇所数}}{\text{対象施設箇所数}} \times 100$
		29	硫化水素対策実施率	%	$\frac{\text{硫化水素対策実施箇所数}}{\text{対象施設箇所数}} \times 100$
	30	管路腐食対策率	%	$\frac{\text{腐食対策施設数量}}{\text{対象施設数量}} \times 100$	
	問題解決 業務	31	不明水調査率	%	$\frac{\text{不明水調査実施家屋数}}{\text{対象区域内下水道使用家屋数}} \times 100$
		32	臭気対策実施率	%	$\frac{\text{臭気対策実施箇所数}}{\text{対象箇所数}} \times 100$
	情報管理 業務	33	管路施設の施設情報・ 維持管理情報の電子化率	%	$\frac{\text{データベース化された延長}}{\text{総延長}} \times 100$
下水道 サービス		34	下水道PR実施率	%	$\frac{\text{下水道PRの実施回数}}{\text{企画を計画した回数}} \times 100$

4. 統括管理業務について

統括管理業務における配置予定技術者に求める条件については、以下を想定している。



配置技術者要件(案)

また、それぞれの責任者の役割(案)として以下を想定している。なお、各責任者の兼任の可否については検討中である。

・統括管理責任者

本事業の最高責任者として、委託者が配置する監督員と常に密接な連絡をとり、事業の適正かつ円滑な遂行を図る。常駐(夜間・休日を除く)を求める。不在時の連絡体制を確保すること。

・処理場・場外施設総括責任者

処理場・場外施設(終末処理場・ポンプ場・マンホールポンプ)に関する業務の責任者として指揮、監督を行う。常駐(夜間・休日を除く)を求める。

・管路施設総括責任者

管路施設に関する業務の責任者として指揮、監督を行う。

常駐不要、委託者との業務報告や協議・打合せ、修繕が必要な際の対応等を想定。

・計画策定支援業務統括責任者

更新計画案作成業務に関する業務の責任者として指揮、監督を行う。

常駐不要、計画案の策定や委託者との打合せ・協議等を想定。

<参考資料>

1. 電力調達について(電力価格の変動について)

- 「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」第7章 参考資料 別紙16 p.153

2 記載すべき事項

業務委託費の見直し方法については、どのような場合にどのような補正を行うかを、具体的に記述する。

〈例〉

a) スライド条項やインフレ条項による業務委託費の見直し

(1)業務委託費内訳書に示される業務委託費の各構成項目については、毎年度、変動要素を勘案した見直しを行うものとする。

(2)変動要素の見直しの基本的な考え方

変動要素の見直しに関して以下のルールを適用する。

- ① 変動要素の見直しは、翌事業年度の業務委託費を設定する時期に行う。
- ② 変動要素の見直しは、固定費及び変動費原単位のそれぞれごとに±[]%の許容範囲を置く。許容範囲については、初回は初期値に対して、以降は固定費及び変動費原単位のそれぞれの直近の見直し後の数値に対して測ることとする。
- ③ 変動要素の見直し時点から、実際の業務委託費が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、委託者と受託者は協議により変動要素の見直しをすることができるものとする。

- 「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」第5章 p.73

表 5-11 包括的民間委託の導入都市における流入条件や物価変動等の精算の状況

項目	内容
流入水量変動時の精算 (約 40%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水量変動幅±2.5%～10%の変動があった場合に、変動費（電気、薬品等）を精算している。 ・ 水量変動幅 5%の事例が比較的多い。
ユーティリティ単価変動時の精算（約 30%）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーティリティ単価のうち、電気料金単価（従量単価）変動幅±1.5%～10%の変動があった場合に、変動費（電気、薬品等）を精算している。 ・ 物価変動幅 1.5%の事例が比較的多い。
修繕費の精算（約 30%）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕費の限度額に対し、差額分を精算している事例が多い。
労務単価の精算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準労務単価が 1.5%～5.0%の変動があった場合に、精算している。

「令和元年度 包括的民間委託の最新実務に係るアンケート調査」より

() 内のパーセンテージは、団体数/有効回答数により算出した割合である。

2. 修繕について

「下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第 2.0 版」 Ⅲ資料編 契約書(例)

p.契 1-11

(5 箇年修繕計画書)

第 3 4 条 乙は、契約締結日の翌日から 30 日以内に、事業開始日から第 I 期事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第 I 期 5 箇年修繕計画書を策定し、甲と協議の上、事業開始日の 30 日前までに、甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、第 I 期事業期間終了日より 30 日前までに、第 II 期事業期間開始から事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第 II 期 5 箇年修繕計画書を策定し、甲と協議の上、第 II 期事業開始日の前までに、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、アセットマネジメント又はストックマネジメントに係る計画等により、当該第 I 期又は第 II 期 5 箇年修繕計画書で予定する当該定期修繕の内容等に変更が生じる場合、乙は甲に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。

4 甲は、前項の申し出を受け、承諾したときは、当該定期修繕の内容及び費用等の変更について、乙と協議するものとする。

(年間修繕計画書)

第 3 5 条 乙は、当該事業年度の開始前までに、当該事業年度における定期修繕内容の詳細を定めた年間修繕計画書を策定し、甲の承諾を得なければならない。

2 年間修繕計画書は、それぞれ、第 I 期 5 箇年修繕計画書、第 II 期 5 箇年修繕計画書に基づき策定するものとする。

3 事業開始年度〔令和●年度〕については、第 1 項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第 I 期 5 箇年修繕計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から 30 日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

4 第 II 期事業開始年度〔令和●年度〕については、第 1 項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第 II 期 5 箇年修繕計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から 30 日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

5 乙は、事業期間において、突発的な機械・電気その他の設備故障、損傷等が発生したときは、甲の承諾を得て、速やかに復旧するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは復旧の後、甲に報告するものとする。

p.契 1-18

第 7 節 委託料等

(委託料の額)

第 6 4 条 甲は乙に対し、委託料として●円（消費税及び地方消費税を含む）を支払う。

2 前項のうち、施設管理経費については、事業開始日が属する当該月分を第 1 回目とし、以後毎月計 119 回払いとして、本契約書別記 1 のとおり支払うものとする。

3 修繕費用及び施設更新費用については、竣工検査後、本契約書別記 1 に記載の事業期間内における支払限度額を事業年度毎の出来高精算として支払うものとする。

4 コンサルタント業務費用については、完了検査後、本契約書別記 1 に記載の事業期間内における支払限度額を事業年度毎の出来高精算として支払うものとする。

5 本契約の締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって消費税等額に変更が生じた場合は、甲は本契約をなんら変更することなく委託料に相当額を加減して支払うものとする。

4-4-3. 修繕業務の要求水準

(1) 定期修繕

(ア)乙は、定期修繕計画に基づいて下水道施設の修繕を実施するものとする。また、事業期間終了時における施設の原状回復のための修繕を含むものとする。

(イ)定期修繕額は、事業期間を通して【●】万円(税抜き)を上限とするものとする。

(ウ)定期修繕に係る費用を変更する必要があるときは、契約書第34条第3項及び第4項の定めに従うものとする。

(2) 突発修繕

(ア)突発的に設備等の故障、不良、破損などが生じた場合は、速やかに修繕等を実施し、その機能の回復を図るものとする(修繕には取替を含む)。

(イ)乙は、下水道施設の突発修繕に係る費用の合計として事業期間を通して【●】万円(税抜き)を計上するものとする。

(ウ)乙は、突発修繕の実施に際し、事前に当該突発修繕の内容・費用を甲に提出し、その承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該突発修繕実施後に、当該突発修繕の内容・費用を甲に提出するものとする。また、費用の積算に当たっては、契約締結

後速やかに、甲と乙との協議の上、諸経費の算定方法を決定するものとする。

(エ)乙は、突発修繕に係る費用を変更する必要があるときは、甲に変更の申し出を行うことができるものとし、甲は、変更の申し出を受けたときは、速やかに乙と協議するものとする。

(オ)突発修繕に係る内容・費用等については、これを記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

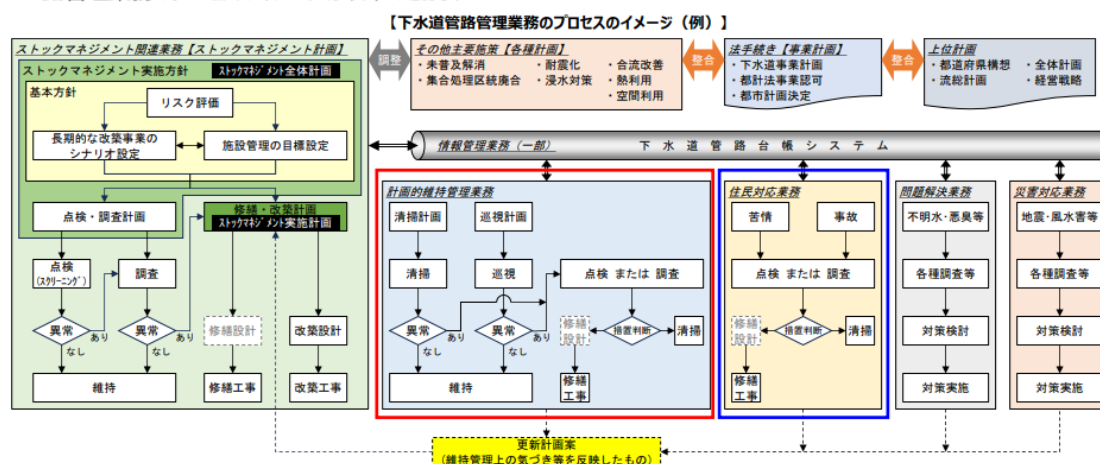
3. 管路の維持管理について

「下水道管路管理における効果的な業務指標を設定するための考え方(案) 令和7年4月」

国土交通省国土技術政策総合研究所 上下水道研究部下水道研究室 スライド 6-12

業務指標について【②「アウトカム」の対象数量(分母)】

- 「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン (H26)」(国土交通省) p.25に示されている下水道管路管理業務の標準的なパッケージを参考に一例として整理した、ウォーターPPPにおいて想定される下水道管路管理業務のプロセスのイメージは以下のとおり。

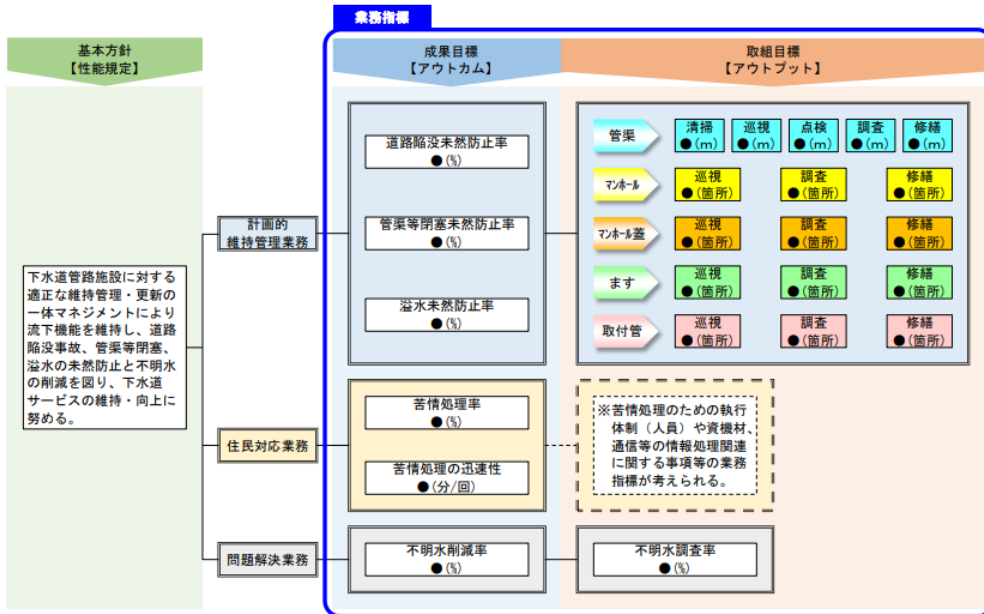


- 業務指標の先行事例といえる「道路陥没箇所数」「管路閉塞事故発生件数」「下水道サービスに対する苦情件数」は、受動的（事後対応的）なものであることから、上図でいうと「住民対応業務」が対象。
- 一方、下水道管路管理業務の主体は、清掃、巡視、点検、調査といった「計画的維持管理業務」であり、契約期間内で実施できる上記の実務行為は、場合によっては限定される（予算等の都合で全施設を対象にできない）ことが見込まれる。
- 以上より、「アウトカム」の対象数量（分母）を限定する場合、「計画的維持管理業務」を対象にしたうえで、前スライドに示すような能動的（予防保全的）と考えられる業務指標（アウトカム）を設定することで対応が可能になると考えられる。

6

業務指標について【③「性能規定」「業務指標」「アウトカム」「アウトプット」の関係性】

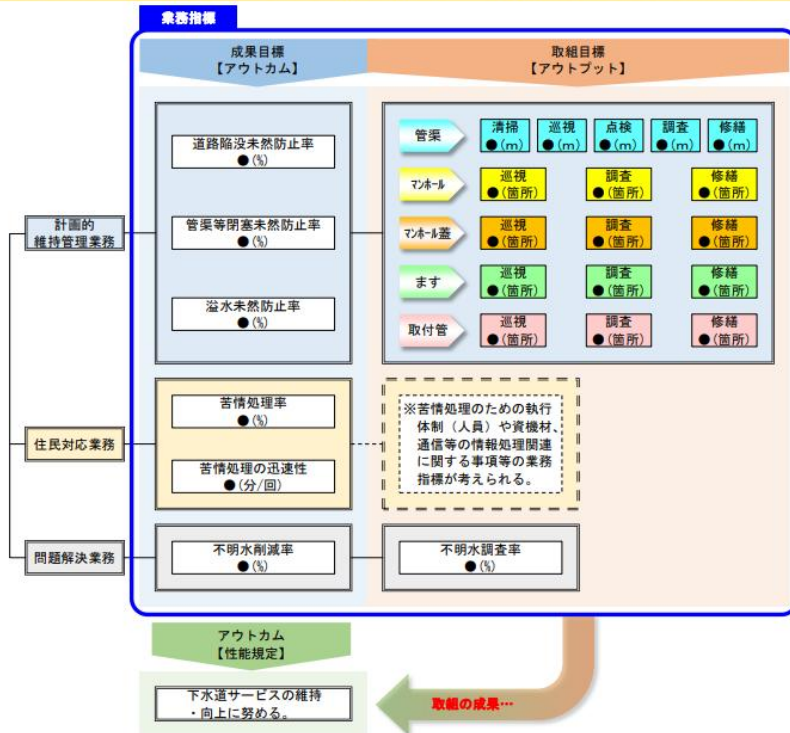
- ヒアリング調査結果を踏まえ、「性能規定」「業務指標」「アウトカム」「アウトプット」の関係性を以下の3パターンに整理。
- a) 「性能規定」が下水道管路管理業務の基本方針的な位置づけとするパターン
- b) 定量化できない「アウトカム」を「性能規定」として定性的に示すパターン
- c) 「アウトカム」「アウトプット」を含めたものを広義に「性能規定」とするパターン



a) 「性能規定」が下水道管路管理業務の基本方針的な位置づけとするパターン

7

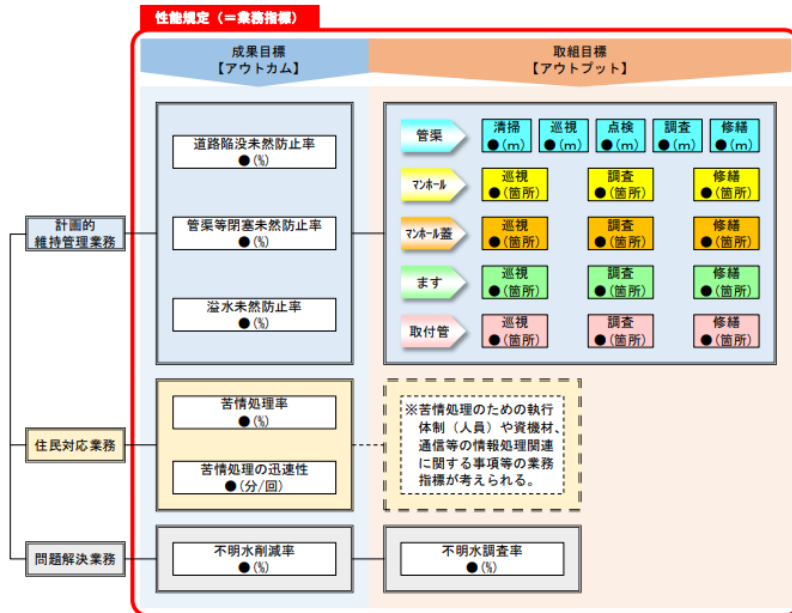
業務指標について【③「性能規定」「業務指標」「アウトカム」「アウトプット」の関係性】



b) 定量化できない「アウトカム」を「性能規定」として定性的に示すパターン

8

業務指標について【③「性能規定」「業務指標」「アウトカム」「アウトプット」の関係性】



c) 「アウトカム」「アウトプット」を含めたものを「性能規定」とするパターン

9

業務指標について【④「プロセス指標」「アクション指標】

- ヒアリング調査において、「下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル(案) -2019年3月-」(公益財団法人日本下水道新技術機構)に示されている「プロセス指標」(「実施体制」などといった業務遂行における具体的な内容や状況を評価する指標)や「アクション指標」(「緊急措置の迅速性＝緊急措置までの所要時間の累計/緊急対応までの所要時間/緊急呼び出し回数」などといった受託者の積極的な努力を評価するための指標)は、「アウトカム」が達成できなかった場合の補完的な指標として、賛成的な意見が多数。
- 特に「アクション指標」は、「住民対応業務」において設定が想定される先行事例のような「道路陥没発生箇所数」「管渠閉塞事故発生件数」「下水道サービスに対する苦情件数」が達成できなかった場合のリカバリー的な指標として有効であるとともに、定量的な評価が可能。
- 以上より、「アウトカム」に「アクション指標」を組み込むことが望ましいと考えられる。
- アンケート調査・ヒアリング調査結果と、国内・国外・他分野において公表されている業務指標の整理結果に基づき、「アクション指標」として考えられる例を以下のとおり整理(考案)。

名称	単位	算定式	備考 (適用想定業務と算定式の解説)
苦情処理の迅速性	分/回	$\frac{\text{苦情処理までの所要時間の累計}}{\text{苦情処理回数}}$	【適用想定業務：住民対応業務】 苦情処理回数に対する、苦情処理までの所要時間の累計。
緊急措置の迅速性	分/回	$\frac{\text{緊急措置までの所要時間の累計}}{\text{緊急呼び出し回数}}$	【適用想定業務：—— # ——】 緊急呼び出し回数に対する、緊急措置までの所要時間の累計。
下水道管理業務に対する 下水道利用者の満足度	—	—	【適用想定業務：下水道サービス】 —
下水道管理業務に係る 情報発信の迅速性	—	—	【適用想定業務：—— # ——】 —
下水道管理業務に係る 情報収集の容易性	—	—	【適用想定業務：—— # ——】 —

※ 算定式に表記のないもの(「—」表示)は、今後、算定方法の検討が必要である。

10

業務指標について【⑤「性能規定」「アウトカム」「アウトプット」の設定者】

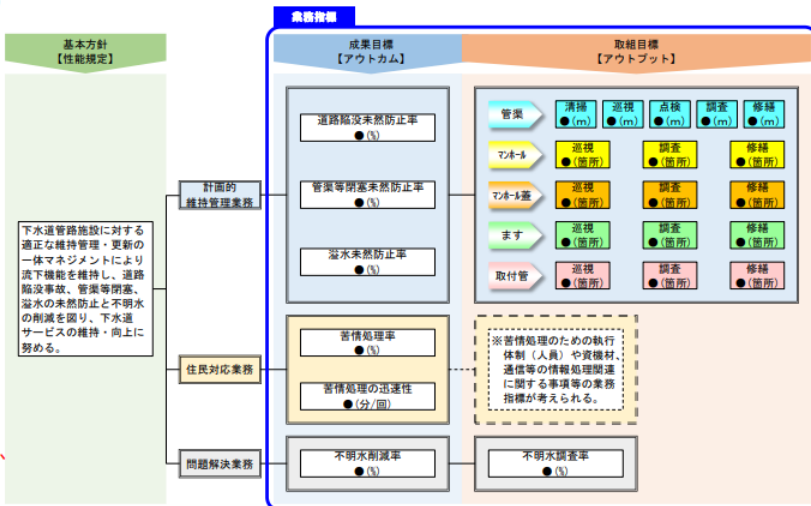
- ヒアリング調査における意見では、「性能規定」「アウトカム」「アウトプット」の設定者の考え方は、下表のとおり様々。

性能規定	アウトカム	アウトプット
民間事業者の提案を受けて発注者が設定	—	—
—	発注者が設定	発注者が設定
—	発注者が考案、公表後、民間事業者との対話により設定	発注者が考案、公表後、民間事業者との対話により設定
発注者が設定	発注者が考案、公表後、民間事業者との対話により設定	民間事業者との対話を踏まえ設定
発注者が設定	発注者が設定	発注者が考案、公表後、民間事業者との対話により設定
発注者が設定	発注者が設定	発注者が設定
—	発注者が設定	発注者が考案、公表後、民間事業者との対話により設定
—	発注者が設定	民間事業者が設定

11

業務指標について【⑤「性能規定」「アウトカム」「アウトプット」の設定者】

- スライド「業務指標について【③「性能規定」「業務指標」「アウトカム」「アウトプット」の関係性】における「a」 「性能規定」が下水道管路管理業務の基本方針的な位置づけとするパターン（右図）の関係性をベースに考えた場合、「性能規定」は発注者が設定することが望ましいと考えられる。



- また、「アウトカム」「アウトプット」も発注者、受託者、双方の対話と、回答が様々であったが、受託者（民間側）の立場を考慮すると、「アウトカム」「アウトプット」はあらかじめ発注者が設定し、受託者が決定後、発注者と受託者の対話により設定することが望ましいと考えられる。

- 以上を踏まえ、「性能規定」「アウトカム」「アウトプット」の関係性を右上図を考えた場合の理想的と思われる「性能規定」「アウトカム」「アウトプット」の設定者の考え方は下表のとおり。

性能規定	アウトカム	アウトプット
発注者が設定	発注者が考案、公表後、民間事業者との対話により設定	発注者が考案、公表後、民間事業者との対話により設定

12